

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第二章 日本共産党

一 日本共産党の再建

我が国における一切の左翼運動は昭和六年満洲事変勃発以後の急激なファッショ化によつて昭和八年をその頂点として以後急速に衰退の一途を辿つた。この間にあつてこの種運動の指導的地位にあつた日本共産党は苛酷な弾圧にもかかわらず執拗な再建運動をつづけ、その非合法活動は大平洋戦争中にも及んだ。敗戦時には指導的幹部の殆どは獄中にあつたが、中国では延安において集団的な活動が行われていた。

敗戦後獄中にあつた共産党員はマックアーサー司令部の政治犯人釈放命令に基き昭和二十年十月十日当局より釈放され同日これらの人々を迎えて「自由戦士出獄歓迎人民大会」がひらかれた。ついで十月二十日付を以て日本共産党機関紙「赤旗」が十一年ぶりに再刊され、これを国民の中にもちこむことによつて労働者、農民、失業者、戦災者等の日常闘争を組織し、大衆活動を通じて党再建を具体化する方針がとられることになつた。かゝる準備期間の指導組織として党拡大強化促進委員会が設立され、各地方に組織が拡大された結果党組織を再建し公然化する時期が到来し、十一月八日代々木の党本部で全国の党代議員三百名を招集して全国協議会を開催するはこびとなつた。

この全国協議会において、徳田球一、志賀義雄、神山茂夫、金天海、宮本顕治、袴田里見、黒木重徳の七氏を党幹部に選任し、右七氏を準備委員として遅くも十二月一日までに第四同全国大会(第一回は大正十一年七月東京、第二回は同十二年三月市川、第三回は同十五年十二月五色においていずれも非合法に開催)を挙行することに決定するとともに党規約、行動綱領、人民戦線綱領、日本共産党当面の政策等を決定した。

行動綱領、人民戦線綱領は次の通りである。

日本共産党行動綱領(草案)

軍事的警察的天皇制権力によつて強行された強盗侵略戦争は、数百万の人民の生命を奪ひ去り、一千万人に及ぶ罹災者と無数の不具者を作つた。史上未曾有の窮乏と飢餓と失業とがわが日本の労働者農民及び一切の勤労大衆を襲いつつある。わが日本共産党は天皇制権力の犯罪的帝国主義戦争に対して過去廿四年に亘り全面的に抗争し来つた。しかしながら、遂にこの野蛮極まる軍事的警察的帝国主義権力の崩壊の日は始まつた。連合国憲章と世界労働組合の結実こそ、世界民主主義的平和体制の一大旗幟として顕現したものである。しかるに天皇制政府は依然としてその残骸を保持することに汲々として連合国に対して面従腹反政策をとり、人民大衆の生活的要望に対しては何等自主的民主主義的政策を履行し得ない。のみならず却つて、大衆運動取締政策等に於いて、暴露したる如く、勤労大衆を依然として隷従させ、軍国主義の復活に

備えんとしつゝある。

飢餓と窮乏と家なき惨状はかゝる天皇制官僚の帝国主義政府及び彼等の代理人たる天皇主義御用政党によつては絶体に改善され得るものではない。戦争犯罪の元兇たる天皇制打倒による軍事的警察的帝国主義の根本的掃蕩と世界平和の確立こそ日本民衆の解放と民主主義的自由獲得の基本的前提である。わが日本共産党が掲げる左記の実践的要求こそ日本民衆を苦しめる鞭と搾取と牢獄の天皇制支配を終滅せしめ労働者、農民その他一切の勤労大衆を自由の新野に解放するための指標となるものである。

一、天皇制の打倒、人民共和政府の樹立

二、ポツダム宣言の厳正実施、民主主義諸国の平和政策の支持

三、一切の反民主主義団体の解散と一切の戦争犯罪人並に人権蹂躪犯罪人の厳正処罰

四、天下り憲法廃止と人民による民主憲法の設定、枢密院、貴族院、衆議院の廃止と民主的一院制議会の設定、華族その他一切の半封建的特権制度の撤廃

五、警察の横暴による一切の犠牲者、一切の政治犯人の即時完全釈放と救援、官憲による一切の被害者に対する損害賠償の要求

六、一切の人民抑圧法令、刑法中の「皇室に対する罪」の完全なる撤廃、大衆運動取締反対、人種民族、国籍による差別待遇反対、一切の身分的差別の撤廃

七、言論、集会、出版、信仰、結社、ストライキ、街頭示威行進の完全なる自由

八、定住、資産の如何に拘らず十八歳以上の男女に対する選挙権、被選挙権の確立、選挙に対する官僚的干渉反対

九、軍国主義的、帝国主義的法制文化、教育制度反対、人民解放のための進歩的文化の創設と普及の支持強化

十、一切の民主主義勢力の結集による人民戦線の結成

十一、労働時間の徹底的短縮（一般七時間以内、最大限八時間以内、一週間四十四時間以内の制限）労働者の状態の根本的改善、失業救済のため労働時間短縮による完全雇用の実現、労働組合の組織化と活動の自由、団体交渉権の確立

十二、封建的雇傭制度並に半奴隷労働条件の反対、婦人及び青少年に対する有害並に危険労働の禁止、婦人青少年に対する二重搾取反対、同一労働に対する同一賃金

十三、賃金の全般的引上、義務的最低賃金の制定、資本主義的合理化反対、十四歳以下の少年労働の禁止、賃金全額支払による一週間一回の休日と一年二週間以上の賃金全額支払による休暇

十四、婦人労働者に対し妊娠の際賃金保持の儘十分なる休暇、産院と無料託児所設備の完備、婦人の身体的特質に対する全面的配慮と保護、婦人の人身売買的労働契約の排除

十五、資本家の負担による国営失業保険の即時実施、一切の社会保険基金に対する労働者及び失業者の完全管理

十六、一切の寄生的土地所有、山林原野、その他一切の遊休土地の無償没収とその農民への無償分配、高利貸及び銀行に対する農民負債の棒引、漁民に対する半封建的搾取制度の撤廃

十七、小作料支払の減免と拒否、地主による土地取上反対、山林原野の入会権の確立

十八、官僚政府による食糧供出の強要反対、農民委員会による民主的供出と農村必需品配給との結合、農業会その他一切の地主官僚的農村機構の粉碎と自主的農民組織の確立

十九、一切の銀行の唯一の国立銀行への合同、その銀行の人民管理

廿、重要企業に対する労働者管理と人民共和政府による統制の実施、軍閥、官僚、独占資本による企業統制の排除、中小商工業の自由、軍需企業家への国家補償反対

廿一、勤労者を犠牲とするインフレーション政策反対、天皇、資本家、地主の負担による公債問題の解決、資本家地主に対する国家補助の中止、皇室の浪費中止による財政の節約、財閥と富者への高率課税、戦時利得の全額没収とこれらの資金の失業者及困窮者扶助への全額使用、労働者、中小農、都市貧民に対する納税の減免、消費税その他大衆課税の廃止、労働者に対する家賃と電燈料の減免、失業者に対するその全免、失業者委員会借家人同盟の創設と拡大

廿二、戦災者、復員兵士、徴用解除者並に戦没者の遺家族の救済

廿三、交通、通信の官僚主義的停滞の打破と労働者管理によるその根本的改革による事態救済

廿四、食糧その他日常必需物資の人民管理、土地問題の民主的解決と人民共和政府下の貿易通商による食糧その他の必需品の供給増加

廿五、家なき一切の勤労者に対する住宅の社会的保障、天皇、大官、資本家、地主の大邸宅、遊休大建築物等の開放

かゝる実践的要求の実現には全被圧迫大衆の革命的、民主的勢力の全国的結集なしには望み得ない。労働者階級の分裂こそ支配階級が多年に亘って熱望した処のものである。一切の被圧迫大衆は支配階級の分裂政策に乗ぜられることなく一切の職場に於いて政治的、経済的斗争を大衆的に斗ひ抜かねばならぬ。しかし、かゝる斗争は労働者階級の前衛、最高の組織形体たる共産党の指導なくしては、窮極的成功を収め得ることは出来ない。前衛党としての我党の組織的任務は次のものである。

一、党の全面的強化、労働者階級との党の結合の強化

二、労働者及び一切の勤労大衆の日常要求の為の経済闘争の展開、反階級的、反民主的組織に抗してかゝる闘争の指導権を把握し階級的単一産業的労働組合運動を強化すること。

三、地主に対する農民の闘争の激発と組織化。

四、人民大衆の不满、抗議闘争の一切を天皇制打倒、軍国主義根絶の政治闘争の軌道に導くこと。

更にかゝる組織的任務遂行の為にはすべての共産党員は、マルクス・レーニン主義の把握による鞏固なる政治的、思想的向上に努め一切の日和見主義的偏向と停滞を克服し、党規律を厳守し、スパイ挑発者の策動に対する大衆的的日常闘争を強化し、自己犠牲的活動に邁進することが要請される。

我党の周囲には、二十余年の党の闘争過程を通じて我党に信頼と期待を抱いてゐる無数の大衆が存在してゐる。戦争の生んだ窮乏の基礎の上に覚醒しつつある無数の大衆は、我党の手を強く待ち望んでいる。我党は一切の民主主義的勢力の結集のため、正しき実践的目的の下に協同し得る一切の団体及び勢力と統一戦線を作り、人民共和政府の樹立に進むものである。かくてこそ我党は労働者、農民及び一切の勤労者を専制主義の掃蕩と世界平和確立の土地と米と自由のための闘争における最後の勝利者たらしめるであらう。

人民戦線綱領決定す

一、人民戦線綱領の提示に際して

党行動綱領(草案)において明示せる如く、飢餓と窮乏の急速に激化しつつある現在の時期において、一切の民主主義勢力を結集して、天皇制支配を根幹とする一切の反動勢力の掃蕩のために闘うことは絶対の急務である。我党は、左の諸要求を、この統一戦線組織結成のための基礎綱領として提示する。この綱領は現在日本の被抑圧大衆解放のための根本条件であるところの政治的的日常諸要求を包含して居るものである。

この綱領に基く統一戦線組織の結成に際しては次のことが考慮される。軍事的警察的天皇制支配の多年に亙る欺瞞恐怖政策のために今日これらの諸綱領こそ、人民解放闘争のための重要且つ不可欠の目標であることを理解するに至つてゐない人民層は相当存在している。これ故に、我党は天皇制打倒と半封建的土地所有関係の掃蕩こそブルジョア民主主義革命遂行のための基点である事を精力的に宣伝、啓蒙しつつ、これらの未自覚大衆に正しき解放の道を示さなくてはならぬ。同時に民主主義的目標を掲げる一切の諸勢力、諸団体に対しては反民主主義勢力との闘争のための統一戦線の結成のために働きかけてゆかねばならぬ。この際、その団体が、ここに提示する綱領の全項目中に理解し得ないものがある場合には我々は綱領全項目を彼等が採択し得ないからと云つて統一戦線結成の意図を直ちに抛棄するべきではなく、彼等の採択する範囲における諸項目に基いての統一戦線の結成のためにも努力しなければならぬ

い。そしてその協同闘争の過程においてこれらの全要求の正当性と不可欠性をそれらの団体の影響下の大衆に理解せしめ、そうする事によつて全被抑圧人民を正しき民主主義統一戦線に組織する過程を早め、進行しつゝあるブルジョア民主主義革命遂行のための闘争を全面的勝利に導かねばならぬ。

一九四五年十一月六日

日本共産党拡大強化促進委員会

二、人民戦線綱領

(一)一切の民主主義勢力の集結による共同戦線の組織と拡大、天皇制の打倒、人民共和政府の樹立

(二)ポツダム宣言の厳正実施、民主主義国の平和政策の支持

(三)一切の反民主主義団体の解散、戦争犯罪人、虐政犯罪人の嚴重処罰

(四)一切の人民抑圧法令の撤廃、言論、集会、出版、信仰、結社、街頭示威の完全な自由

(五)天下り憲法の廃止と人民に依る民主憲法の設定

(六)労働時間の徹底的短縮、義務的最低賃銀制の実施、賃銀の値上、その他労働者状態の根本的改善

(七)重要企業、銀行に対する労働者管理と人民共和政府による統制の実施

(八)寄生的土地所有の無償没収とその農民への分配

(九)小作料の減免と拒否、地主による土地取上反対

(十)山林原野の入会権の確立、戦災者、失業者、戦没者の遺家族の救済

(十一)食糧その他生活必需物資の人民管理、家なき一切の人民に対する住宅の保証

(十二)軍国主義的、帝国主義的法制、其他教育制度反対

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始